

平成25年度 地域ケアプラザ事業計画書

1 施設名

横浜市下田地域ケアプラザ

2 事業計画

今年度、地域ケアプラザの管理運営をどのようにおこなっていくのか、具体的に記載してください。

地域の現状と課題について

港北区内でも広い面積と多くの人口を抱える日吉地区を対象エリアとしており、若い世代から高齢世代まで、幅広い対象者を抱える地区でもあります。さらに学生も多いことから、非常に転入転出も多く、地域との関わりを持ちながら各世代が交流する機会や場は少ない現状があります。

第2期地域福祉保健計画推進の中で、立ち上がった「多世代交流サロン（7月～日吉町）」「障がい児者サロン（日吉本町）」や、情報発信・収集するためのツール「ホームページ運営（箕輪町）」「掲示板・回覧の活用（日吉町宮前）」の各活動がスムーズに継続されるよう住民同士が共通の意識を持ち、さらに計画・目標に沿って各世代団体が相互交流出来るようなネットワークの構築を目指します。また新規に計画されている「多世代交流イベント（下田町）」の開催を通して、それぞれの住民が繋がりを持ち、支えあい作りの重要性をより意識しているところでもあります。

長年地域を支えてきたボランティア活動もあります。しかしながら、世代交代が進まず、高齢化と担い手不足で活動に困難が生じています。よって、既存の活動と現状の課題とを結びつけ、解決するために必要な、新たな人材の発掘育成が急務であると感じています。

さらに自治会町内会においても会長クラスの方々の世代交代が進んでおり、今まで培われてきた地域の仕組みの継承がスムーズな地区と、新たな展開に悩みを抱えている地区や団体が存在します。地域福祉の専門機関として、現状の地域課題を整理・提示しつつ、地域住民の手で解決可能な課題については積極的に行動を起こしていただけるよう支援する必要があります。

施設の適正な管理について

ア 施設の維持管理について

施設の保守管理および環境維持を定期的・日常的に実施し、公共の財産を良好な状態に維持するよう、適切な管理に努めます。

また、建築物・設備の破損・汚損に対する予防保全に努め、破損・汚損を発見した場合は速やかに回復または保全の措置を行います。

経年劣化への対応として、電話機（主装置とビジネスフォン）の更新、冷温水発生器のオーバーホールを予定しています。

イ 効率的な運営への取組について

業務を不断に見直すことで、ムリ・ムラ・ムダを省いて運営を進めます。その他経費節減のため、業務委託契約等について、規程に基づき、見積り合わせや入札の実施を徹底します。

ウ 苦情受付体制について

法人に苦情解決調整委員会およびその第三者委員が設置されているので、体制としては整っています。今後も、要望・苦情に対し適切に対応するとともに、アンケート等を通じ、利用者の要望等を汲み上げてゆきます。

エ 緊急時（防犯・防災・その他）の体制及び対応について

防犯・防災、その他緊急事態対処のため、マニュアル・チェックリスト等を活用するとともに、定例の内部会議等で随時職員を指導し、意識の喚起に努めます。防災訓練を2回以上実施します。防災備蓄の入れ換え等を、必要に応じて行います。

オ 事故防止への取組について

日々、ヒヤリハットも含めて職員間で情報を共有し、月例の部門別会議や事故防止委員会で復習・対策検討するなどして、事故防止に努めます。

カ 個人情報保護の体制及び取組について

法令および法人の個人情報保護規程に基づいて適切に対応するとともに、内部の諸会議等の機会を活用して、随時、職員の意識啓発に努めます。

キ 情報公開への取組について

法人・施設広報紙や、運営協議会において、地域への情報公開に努めます。また、介護サービス情報の公表、事業報告・計画の区役所HPでの公表等、所定の制度に対応します。

ク 環境等への配慮及び取組について

横浜市のごみ減量化・資源化の取り組みに積極的に対応します。省エネルギーに関しても、当施設の建物には、夜間電力利用や熱交換のシステム、センサー水栓等が設置されているので、それらを適切に活用し、また、日常業務を不断に見直す中でムダを省いてゆきます。

ボランティアの協力で、引き続き、施設緑化に取り組み、そのためのボランティア活動支援に力を注ぎます。

介護保険事業

● 介護予防支援事業

《職員体制》

看護師 1
社会福祉士 1
主任ケアマネジャー 1
ケアマネジャー 3（常勤兼務1・非常勤2）

《目標》

「二次予防対象者」の介護予防ケアマネジメントと同じく、サービス利用者が、いつまでにどのような生活行為ができるようにするのか具体的な目標を明確にしつつ、総合的かつ効果的な支援計画を作成するとともに、介護予防サービスの提供を確保し、目標達成状況に応じて計画の必要な見直しを行います。このサイクルにより「二次予防対象者」から要支援者に至るまでの連続的で一貫したケアマネジメントを実現します。

その際には、医療サービスとの連携に充分配慮します。また、インフォーマルサービスの情報を積極的に取り入れ、介護予防サービス計画に反映させます。

《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

●なし

《その他（特徴的な取組、PR等）》

介護予防支援業務専従のケアマネジャーが、他の職種と連携を取りながら、中心になって進めます。

介護保険サービスに偏らず、インフォーマルサービスの併用をお勧めしています。

《利用者目標》

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
224	226	228	230	232	234
10月	11月	12月	1月	2月	3月
236	238	240	242	244	246

● 居宅介護支援事業

《職員体制》

介護支援専門員 4人（常勤専従2・常勤兼務2）

《目標》

利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者が自立した日常生活を営むことができることを目標として、居宅サービス計画を作成し、サービスを総合的かつ効率的に提供するための連絡調整を行います。

《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

●なし

《その他（特徴的な取組、PR等）》

ケアマネジャーは全員、資格更新を終えたベテランです。

《利用者目標》

【単位：人】

4	5月	6月	7月	8月	9月
95	95	95	95	95	95
10月	11月	12月	1月	2月	3月
95	95	95	95	95	95

● 通所介護事業

《提供するサービス内容》

- 通所介護
- 送迎・入浴・食事・レクリエーション・リハビリ等

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

- 1割負担分（サービス提供体制加算Ⅱを含む）

（要介護1）	734円/回
（要介護2）	862
（要介護3）	994
（要介護4）	1127
（要介護5）	1259

- 入浴加算1割負担分 53円/回
- 食費負担 750円/食
- 通常の事業実施地域を越えて送迎を行う場合の交通費

越えて1km（道程）まで片道	400円
2kmまで	600円
4kmまで	800円
4km超	1000円

- 特別な行事等に係る経費については、事前に説明した上で、希望者にご負担いただきます。

《事業実施日数》 週7日

《提供時間》 9:15～16:20

《職員体制》

生活相談員兼介護職員	5人	看護職員	3人
介護職員	14人	運転手	7人

《目標》

利用者が自立した日常生活を営むことおよび利用者の家族の負担を軽減することを目標に、利用者の心身の特性を踏まえ、その能力に応じて、入浴・排泄・食事等の介護等を行うとともに、機能訓練を実施します。また、利用者の家族に対し、必要に応じて、介護方法等について助言します。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

和やかでのんびりした雰囲気です。楽しみながら長く通っていただくことが、要介護状態の維持（悪化防止）につながると考えています。

季節の行事や、寿司バイキング・松花堂弁当等の特別メニューをご提供します。

《利用者目標（延べ人数）》

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
670	700	690	710	710	700
10月	11月	12月	1月	2月	3月
710	700	690	690	690	710

● 介護予防通所介護事業

《提供するサービス内容》

- 介護予防通所介護
- 送迎・入浴・食事・レクリエーション・リハビリ等

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

- 基本料 1 割負担分（サービス提供体制加算Ⅱを含む）
 - （要支援 1） 2 2 3 8 円／月
 - （要支援 2） 4 4 8 3
- 運動器機能向上加算 1 割負担分 2 3 8 円／月
- 食費負担 7 5 0 円／食
- 通常の事業実施地域を越えて送迎を行う場合の交通費

越えて 1 k m（道程）まで片道	4 0 0 円
2 k m まで	6 0 0 円
4 k m まで	8 0 0 円
4 k m 超	1 0 0 0 円

- 特別な行事等に係る経費については、事前に説明した上で、希望者にご負担いただきます。

《事業実施日数》 週 7 日

《提供時間》 9:15～16:20

《職員体制》

生活相談員兼介護職員 5 人 看護職員 3 人
 介護職員 1 4 人 運転手 7 人

《目標》

利用者が自立した日常生活を営むことおよび利用者の家族の負担を軽減することを目標に、利用者の心身の特性を踏まえ、その能力に応じて、入浴・排泄・食事等の介護等を行うとともに、機能訓練を実施します。また、利用者の家族に対し、必要に応じて、介護方法等について助言します。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

和やかでのんびりした雰囲気です。楽しみながら長く通っていただくことが、要支援状態の維持改善につながると考えています。

季節の行事や、寿司バイキング・松花堂弁当等の特別メニューをご提供します。

《利用者目標（契約者数）》

【単位：人】

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
18	18	19	19	20	20
10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
21	21	22	22	23	23

以下、地域ケアプラザ事業実施評価との共通部分（区と協議の上、策定して下さい。）

地域ケアプラザ

1 総合相談（高齢者・こども・障害分野への対応）

高齢者分野に関しては、地域活動交流と地域包括支援センターとの情報交換や共催事業を通して、要援護高齢者のニーズと地域資源（人材・取り組み）との結び付けを行います。

子育て・児童分野、障がい児者分野に関しては、地域活動交流部門が中心になり、区事業の「赤ちゃん会」「子育て支援者相談」「こうほくなつとも」や自主事業「子育てサロンすてっぷ」「パパの育児教室（区共催）」「親子学級イルカ」「こうほくからふる（北部5館共催）」の場を通して、情報収集やニーズ把握、新規事業の展開を行います。「第1次相談機関」として参加者から、ちょっとしたことでも相談し易い環境づくりに努めます。

また地域の専門機関（小中学校・地域生活支援センター等）との連携を図り、個別ニーズへの調整も行います。

2 地域活動交流部門・地域包括支援センターの連携

例年同様に、地交・包括協働で多くの自主事業（自立高齢者ミニデイ・独居高齢者食事会等）を開催します。また事業のみならず、自主グループ支援（転骨OB会・認知予防OB会・元気シニアOB会）に関しても、綿密なミーティングを通しての情報交換や各団体への情報提供を行います。さらにはどの団体も設立後10年以上経過し、多くの課題が発生しています。その各々の課題に対してアプローチ・アドバイス出来るよう相談調整を行います。

また、地区社協ボランティア会の定例会やボランティア会主催のお茶飲みサロン等に共に参加し、地域情報の収集や参加者への情報提供を共に行います。

3 職員体制・育成

それぞれの事業の人員基準を充足、または超えて、職員を配置しています。

- 所長：常勤 1
- 地域活動交流：常勤 1（コーディネーター）
非常勤 4（サブコーディネーター）
- 地域包括支援センター：常勤 4（社会福祉士・看護師・主任ケアマネジャー・ケアマネジャー（兼務））
非常勤 2（ケアマネジャー）
- 通所介護：常勤 5（生活相談員兼介護職員）
非常勤 2 4（看護職員・介護職員・運転手） * 厨房は委託
- 居宅介護支援：常勤 3（ケアマネジャー うち 1 名兼務）
- 事務：常勤 1・非常勤 2

どの事業についても、外部研修へ積極的に派遣するとともに、同法人のケアプラザとの定例連絡会議等を活用して、制度・法規の確認や相互研鑽を不断に行います。

4 地域福祉のネットワーク構築

区役所・区社協との連携はもとより、第2期地域福祉保健計画推進の中心を担う「日吉地区社会福祉協議会」の活動に主体的に関与し、地区社協の下に集う各種団体の諸活動から連携が生まれるよう助言等を行います。また地区社協主催の地域福祉実践活動発表会「光と活力」の開催にも積極的に関わります。

旧「福祉のまち日吉ネットワーク会議」の各分科会（第1期の地域福祉保健計画から生まれた課題別分科会）の活動にも積極的な関与を継続し、相互交流が図れるよう各種提案を行います。

地区民児協会合・地区ボランティア連絡会への参加、地域ケアカンファレンス（包括的継続的ケアマネジメント支援のひとつ）の主催、その他の定期・不定期の活動を通じ、地域の関係機関・団体との連携を維持・充実します。

各町地区地域ケア連絡会の情報交換が積極的に行われるよう、働きかけを行います。

介護予防活動サークル連絡会・ボランティア懇談会等を通じて、活動団体どうしのつながりを充実します。

また、諸団体との情報交換を基に、各団体同士の交流が活発化するよう、ニーズ等の調整を行います。

5 区行政との協働

区の運営方針や重要課題に沿って、定例の会議や随時の連絡で区職員と協働しながら取り組みます。今年度も引き続き、こうほくなつとも（障がい児）・パパの育児教室（子育て）等を区と共催するとともに、地域人材とも協力しながら元気づくりセッション（高齢者）の継続的实施を進めていきます。

第2期日吉地区地域福祉保健計画の推進を、区役所・区社協と協働で支援します。

地域活動交流部門

1 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供

地域福祉のネットワークや相談業務、ケアプラザ事業参加者へのアンケート等を通して課題を把握するとともに、貸館利用団体や地域のインフォーマル活動については、日々の利用・活動時に日常的なヒアリングを行い、活動や参加者・利用者の現状確認を行います。把握した情報を基に、社会資源に関するリスト・マップ等の内容を適宜更新または外部から新たに入手し、一般向けに提供します。また区社協地区担当者とともに、地域カンファレンスを通して地域特性の整理を行い、潜在的ニーズの掘り起こしと整理を行います。

広報紙を毎月平均約3500部発行、各事業チラシを随時発行し、自治会町内会の班回覧や、関係機関窓口での配布、ケアプラザ独自のPRボックスを活用して、さまざまな情報を地域に周知します。

また、地域ケア連絡会発行の広報紙に福祉マップを掲載し、年2回日吉地区内の自治会町内会員全戸配布にて周知します。さらに法人HPやケアプラザブログ、市当局管理のHP、近隣自治会町内会HPへの情報掲載を行い、内容を随時更新します。

2 福祉保健活動団体等が活動する場の提供

区内での定期的な地域福祉保健活動を行う諸団体には、より優先的に貸館確保を行います。

既に貸館を利用している団体が、より専門的な福祉保健活動に発展するよう、定期的な情報提供を行います。具体的に、貸館利用団体との共催で自主事業が開催できるよう調整します。

さらに、利用率の少ない部屋や時間帯の継続利用に発展するような地域の福祉保健団体の発掘や新規講座からの自主グループ立ち上げを行います。

3 自主企画事業

高齢者分野に関しては、今まで作り上げてきた「介護予防自主グループ」において、活動継続に支障を来たす事情が多く、多くの団体で表面化してきています（メンバーの高齢化による、会合参加への困難・メンバーの減少・各種手続きの負担増・指導者のリタイア等々）。活動が継続できるよう、様々な原因へのアプローチを、地域包括支援センターとともに進めます。会員の増員についても、ただ参加を促すだけでなく、新規会員へのオリエンテーションを充実させる必要があると考えています。

子育て分野に関しては、サロン等フリースペースの需要は相変わらず高くなっています。継続した場の確保やパパが育児参加を楽しめる講座の開催、平成23年度より開催し、好評の親子学級のような目的を持った親子交流の機会等を通して、「ケアプラザで行うべき子育て支援」について検討を重ねたいと考えます。

障がい児者分野に関しては、区内北部地域ケアプラザとの共催事業を充実させつつ、事業を通して関係機関や当事者・家族との接点を多く持ち、その中から独自の課題・ニーズ整理を行い、支援事業に発展させていきます。さらに昨年度末に開催した地域一般向けの「精神保健福祉ミニ講座」の参加者や担い手となってくださったボランティアの方々とは協力し、「精神保健福祉ミニサロン（仮称）」の開催を目指します。

一般住民に向けても、24年度同様地域ケアプラザを改めて地域住民の皆さんに知ってもらう機会を多く設定していきます。特にここ数年意識して関わっている、地域の学校との関係を深め、生徒児童だけでなく、地域福祉活動からこぼれがちなPTA世代へのアプローチ、連携の具体化を目指し、若い世代の地域福祉活動への引き込みを行います。併せて、ボランティア関連の取り組みも、裾野を広げていきたいと考えます。

4 ボランティアの育成及びコーディネート

事業に協力して下さるボランティア、および、今までの自主事業や受託事業から立ち上がった自主（自助）グループを支えて下さっているボランティアの活動を、メンバー補充のためのPRや、相談助言によって支援します。また、それらのボランティアの懇談会を実施して、交流を促進し、意見等を把握します。

さらにボランティア懇談会だけでなく、日々活動をされている方々の意見を定期的に聞き取り、自主事業の運営に積極的に取り入れていく機会を設定します。（各事業における拡大ミーティング）

これによるボランティア個々の活動へのモチベーションアップを期待しています。

新規の活動希望者の相談に随時対応して適切な活動の場につなぐとともに、テーマ別での活動をコーディネートする必要性を強く感じており、その必要性に合わせた自主事業（ボランティア講座）を複数企画実施して、育成に取り組みます。

旧くから組織的活動に取り組んでいる日吉地区社協ボランティア部会の定例会に参加し、情報提供等を通して人材確保・育成活動を支援し、ボランティアサービスニーズを把握した場合は迅速につなげてコーディネートを依頼します。

地域人材をボランティア活動に結びつけるため、入門講座や定期的なボランティア活動の呼びかけを行い、10名／年程度の新規ボランティアの受け入れを行います。

地域包括支援センター

1 総合相談・支援

総合相談

地域の身近な相談窓口として、高齢者の生活を支援するための幅広い相談に応じ、必要な援助を行います。

プラザにお越しいただいた際の相談はもちろんのこと、適宜、訪問相談にも応じます。

自主事業開催時や、広報等を通じて、気軽に相談できることを定期的に発信していきます。

地域包括支援ネットワークの構築

区職員や自治会町内会・民生委員と、定期的な情報交換を実施し、「顔の見える関係」を構築しています。地域の高齢者の実態の大勢を把握します。

昨年度の「ひとり暮らし高齢者見守り事業」実施にあたり、ネットワークが深まったと認識しており、今年度も深化させてゆきます。

実態把握

「ひとり暮らし高齢者見守り事業」実施に伴い、これまで包括支援センターが把握していない方を把握する機会となった。継続フォロー必要な方を明らかにし、関わりが困難なケースに際して行政及び関係機関と協働して見守りしてゆきます。

また、相談内容の傾向を分析し、地域啓発の根拠としてゆきます。

2 権利擁護

権利擁護

成年後見制度および日常生活自立支援事業の普及・啓発を、自主事業や広報等にて定期的に発信していきます。

また、ケアマネを中心に介護保険事業者から相談がきた際には、同行訪問等で状況を把握、必要に応じて区と協働して、区長申立てに結びつけていきます。

スムーズな後見申立て手続を実行するために、引き続き、区主催の成年後見サポートネットに参加し、他専門職と顔の見える関係を構築していきます。市民後見の動きについて注視し、啓発の時期をうかがいます。

悪徳商法等についても、地域との会合の場で、最近の被害情報を共有したり、必要に応じて消費生活総合センターへの相談を働きかけたりします。

高齢者虐待

高齢者虐待は、既に虐待が発生している状況の場合、程度の差はありますが、やはり介入が困難と感じます。引き続き、区やケアマネ等と連携を図って対応していきます。

平成18年から実施されている港北区高齢者虐待防止事業について区や他ケアプラザと共に参画し、今年度は関係者が虐待通報および相談をしやすくするために携帯版ガイドラインの完成を目指します。

介護者支援の観点から、今年度も「介護者のつどい」を月1回の頻度で開催します。

認知症

「港北区認知症連絡会」(年3回)に参加し、区・警察・包括主任ケアマネジャーの間で徘徊高齢者の発見・保護のためのシステム「港北かえるネット」の取り組みや、地域での認知症ケア支援について情報交換を行ないます。単館での取り組みとして、「港北かえるネット」の周知と認知症の理解に「認知症サポーター養成講座」の企画・開催を予定しています(地域住民・福祉保険関係者向け)。

3 介護予防マネジメント

二次予防対象者把握

ケアプラザでの健康講座や介護予防教室への参加者・窓口の相談者等に情報提供を行い、適宜チェックリストの実施しながら対象者の把握を行います。また、チェックリスト実施者に対しては、半年～1年ごとの実施の大切さを説明（前回と比較することで注意項目が分かる）し、用紙をケアプラザ内のレターラックに入れおき、手に取りやすい状況・気軽チェックが出来る状況にします。

引き続きケアプラザ利用サークルへのチェックリストを実施し、昨年との比較・日常生活の振り返りを継続して行います。

地域の定例会へ出席しケアプラザの情報提供をすると共に、日頃から情報交換を密にして対象者を把握していきます。

また、介護保険の認定を受けられなかった人や、今までの旧特定高齢者・亡くなった旧利用者の遺族（利用者の死去に伴い独居になった等で、ケアマネから見守りを依頼される）などに定期的に連絡を入れると共に、必要時チェックリストをして昨年より機能低下が見られる人を把握・支援していきます。

介護予防ケアマネジメント力

包括の他職種と連携して、該当相談者や家族などに情報を提供し、介護予防の必要性や生活機能に関する問題を意識できるように、総合的に把握・評価を行い、必要な相談・助言をしていきます。また、生活上の課題を抱えている対象者に対し、「今後も地域で生活していく為に、どのようにしたいか」「どのようになれば生活を楽しめるか」等を一緒に考え、本人の生活に沿った実現可能な目標に向かって、できない事を補うのではなくて、本人の行動変容に繋がる自己効力感を認識できるかわりを持つように支援していきます。また、目標達成する為の本人の意欲を高めると共に、環境を整え問題の障害となっている事を解決できるよう、具体的な取り組みをしていきます。生活機能の低下の背景や原因を分析、課題を明らかにして悪循環から好循環への転換を目指します。

ケアプラザのサークル参加者や参加を止めてしまった人・気になる人等の情報交換を地域交流部門とするとともに、必要に応じて訪問や相談・助言をしながらその人にあつた支援をしていきます。

委託ケースにおいては、半年ごとの担当者会議に積極的に参加することや、毎月の給付管理用紙でのコメント欄を確認する事で状況把握に努めます。又、引き続き介護予防プログラムや自主事業（体操教室等）などの情報をケアマネジャー等に提供し、気になる家族やサービス未利用者の参加を促し、閉じこもり予防や異常の発見・見守り体制の構築を図ります。

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援

地域住民、関係機関等との連携推進支援

地域の関係会議（民児協・ボランティア部会・地域ケア連絡会など）、イベント（高齢者食事会・お茶のみサロンなど）に包括・地域交流部門の担当で連携して参加し、制度・事業の情報提供や地域の課題についての意見交換の場を持ちます。関係団体（自治会・ボランティア会・サークルなど）の要望に応じて「ミニ講座」も積極的に行う予定です。

地域の情報収集・発信の取り組みとして、区内の包括合同で「港北区インフォーマル情報」冊子を更新・発行し、区内の居宅介護支援事業所に配布します（相談窓口でも活用あり）。

医療・介護の連携推進支援

平成24年度に発足した「港北区高齢者支援ネットワーク（参加団体：区役所・医師会・歯科医師会・薬剤師会・港北事業者連絡会ガンバ港北・区内包括）」の活動を通して、介護・医療・行政の現場での課題を話し合い、連携推進に向けた取り組みを行います。平成25年度は6・9・2月に参加団体に向けた研修会を開催予定です。包括では区内合同での「地域ケアカンファレンス」事業を活用して、これらの研修会の開催支援を行いません。

区内包括合同での「地域ケアカンファレンス」事業として5月に「ケアマネジャーとMSWとの意見交換会」を行い、あわせて「連携シート」を作成する予定です。

情報収集・情報提供の取り組みとして、区内の包括合同で「連携シート（MSW・訪問看護など）」を作成・共有し、引き続き関係者からの相談時に活用します。

単館での取り組みとして、ケアプラザ協力医の相談時間を活用し「医療連携支援事業」を継続します（予約制で地域のケアマネジャーの抱えるケースについて相談・助言を行う。サービス担当者会議としての活用も可能）。

ケアマネジャー支援

ケアマネジャーからの相談はエリアを問わず随時対応することを継続します。支援困難事例への対応など、区の地区担当職員とも連携しながら相談受付・同行訪問・カンファレンス出席などの協力を行います。制度情報の問い合わせについては市の通知など、文書で回答できるよう情報収集を行います。

このほかケアマネジャー向けに「地域ケアカンファレンス」事業を継続し、ケアマネジメント業務に必要な知識・技術の向上や多職種での連携支援を目指した研修を開催します（区内包括合同で開催）。

経験年数1年未満のケアマネジャーを対象にした「新任ケアマネ研修」も区内包括合同で年度内に2回実施予定です。

下田包括単館での取り組みとしては、エリア内の3事業所を対象に事例検討会の開催を予定しています（7・11月）。

介護予防事業

介護予防事業

H25年度は、担当地域の地形に合った介護予防をするため、ウォーキングを中心とした介護予防教室を行います。内容については、ウォーキング・認知症予防・フットケア・口腔・栄養・介護保険情報などです。

地域支援指導者の育成の支援としては、フォローアップ教室（介護保険未利用者やサークル参加が諸事情により困難な人を対象に新人の体操講師にはまちゃん体操やストレッチを指導）を継続していきます。また、老人会の友愛活動推進員さんを対象に、介護保険や認知症・介護予防体操等の情報を提供し、地域で支えあう活動の一手段としてまいります。

元気作りステーションについては、継続していけるよう適宜、相談助言などの後方支援をしていきます。

他、健康講座や出張講座等、積極的に介護予防情報の提供をしていきます。

その他

「相談・調整の充実したノウハウを持った、地域活動のための情報・交流の場」が地域ケアプラザの本質です。それを体現するため、地域包括支援センター業務を円滑に遂行するとともに、地域活動交流部門とともに子育て・障がい支援についても力を注ぎます。

同じ連合町内会・地区社協の中に2つのケアプラザがありますので、両拠点が地域のために有機的に機能するよう、連携に努めます。

平成25年度 地域ケアプラザ収支予算書

施設名：下田地域ケアプラザ

平成25年4月1日～平成26年3月31日
(単位：千円)

	科目	地域活動交流	地域包括支援センター			居宅介護支援	通所介護	予防通所介護
			包括的支援	介護予防事業	介護予防支援			
収入	指定管理料等収入	17,802	23,178	2,583				
	介護保険収入				10,400	14,500	72,200	6,800
	その他							
	利用料収入						7,800	700
	利用者食事代						6,300	700
	認定調査委託料					234		
雑収入他						2,076		
	収入合計(A)	17,802	23,178	2,583	10,400	14,734	96,576	
支出	人件費	10,965	20,039	2,094	7,700	12,500	61,902	
	事務費	867	350		300	904	8,415	
	事業費	1,114	900	385			1,180	
	管理費	3,794	1,007		500	500	19,999	
	その他							
	施設使用料相当額						3,990	
	所費税	548		104				
介護予防プラン他事業所支払い分				2,400				
指定額	514	882						
	支出合計(B)	17,802	23,178	2,583	10,900	13,904	95,486	
	収支 (A) - (B)	0	0	0	-500	830	1,090	

※ 介護予防プランを他事業者へ委託する場合の取扱は、介護報酬を一旦全額収入に計上した後、他事業者へ委託料として支払う分を支出に計上してください。

※ 上記以外の事業(認知症対応型通所介護等他の事業)を実施している場合は、事業ごとに列を増やして同じように記載をしてください。